

福住光明苑短期入所生活介護事業所 運営規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人福住会（以下「法人」という。）が設置運営する特別養護老人ホーム（以下「福住光明苑」という。）が介護保険法に基づくユニット型指定短期入所生活介護事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「短期入所生活介護サービス」という。）を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営と短期入所生活介護事業を受ける方（以下「利用者」という。）に対して必要なサービス提供を図ることを目的とするものである。

第2条（運営方針）

1. 利用者それぞれの計画に基づき、その能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう援助する。
2. 利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努める。
3. 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療サービス・保険福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第3条（基本方針）

1. 福住光明苑における短期入所生活介護事業は、要支援以上の認定を受けた方で、利用者の心身の状況やその家族の諸事情等によって、在宅において必要なサービスを受けにくい方を対象とし、利用者の心身機能の維持やその家族の心身的負担の軽減を行なう。
2. 利用者へのサービス計画・提供にあたっては、その方に応じた生活をできる限り送れるように短期入所生活介護計画に基づいて支援する。
3. 福住光明苑における短期入所介護サービスの質の向上に努めるため、評価・検討・協議を行ないその改善に努める。
4. 短期入所生活介護事業の利用開始から終了に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス・福祉サービスを利用できるように、居宅支援事業者やその他の保健医療サービス・福祉サービスを提供する者と密接な連携をとることとする。

第4条（短期入所生活介護事業の取扱方針）

1. 福住光明苑は、利用者の心身の状況や、その家族の事情により在宅にて日常生活を営むことが困難となる方を対象に、短期入所生活介護サービスを提供し、利用者やその家族の

心身的緩和を図る。

2. サービス提供にあたり利用者やその家族に対して、援助する上で必要な事項について説明を行ない、同意を得ることとする。
3. 福住光明苑は、自ら提供するサービスの質の向上に努めるため評価を行ない、その改善に努めることとする。
4. 福住光明苑はサービスの提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行なわないこととする。
5. 福住光明苑は、前項の身体拘束等を行なう場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
6. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第5条（事業所の名称及び所在地）

名 称 福住光明苑短期入所生活介護事業所
所在地 奈良県天理市福住町 6328 番

第6条（ユニット数及びユニット毎の利用定員）

短期入所者の定員は13名とする。

第2章 職員及び職務内容

第7条（職員の職種、員数及び職務の内容）

福住光明苑に以下の職員を配置する。

職 種	員数	
施 設 長	1名	施設の業務を総括する。
介 護 職 員	19名以上	利用者の日常生活の介護、支援及び援助に従事する。

生活相談員	1名以上	利用者の生活相談、面談、身上調査並びに利用者支援の企画及び実施に関することに従事する。関係機関との連携やボランティア等地域対応に従事する。
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成及び管理、家族・関係機関との連絡調整に従事する。
看護職員	2名以上	健康管理者として、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
機能訓練指導員	1名以上	利用者の機能訓練指導に従事する。
医師（嘱託）	1名以上	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
栄養士	1名以上	献立作成、栄養量計算及び給食記録、委託業者との指導等給食業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
調理員	若干名	給食業務に従事する（業者委託）。
事務員	若干名	施設の運営管理、建物設備の管理、庶務・会計事務、人事関係事項、福利厚生、各部門との連携指導及び関係機関との連絡業務に従事する。

※「勤務体制の確保」として、次に定めるとおりの職員配置をするものとする。

- 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員
- 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員
- ユニットごとに常勤のユニットリーダー

第3章 施設利用にあたっての留意事項

第8条（施設サービス計画に基づく日課の励行）

1. 利用者は、施設サービス計画に基づく施設サービスの実施に当たり、施設長、もしくは担当職員の指示・依頼等に協力し日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るよう努めなければならない。
2. 利用者は、自己の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目指し、できる限り自ら律するよう努め、施設サービス担当職員とともに相互扶助に努めなければならない。

第9条（外出及び外泊）

利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出先、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届けて、その同意を得なければならない。

第10条（面会）

利用者に面会を求める者は、その旨を施設長又は施設窓口へ届け出て面会するものとする。

第11条（健康維持）

利用者は、努めて健康に留意するとともに、施設で行う健康診断には、特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

第12条（衛生保持）

利用者は、施設内外の清潔、整頓その他環境衛生の保持、増進のために協力しなければならない。

第13条（施設内禁止行為）

利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）指定された場所以外での喫煙及び火気の使用
- （2）サービス担当職員又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- （3）その他決められた以外の物の持ち込み

第14条（損害賠償）

1. 利用者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。
2. 損害弁償の額は、入居者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第4章 サービスの利用と利用料について

第15条（サービスの内容）

① 食事（栄養管理）

福住光明苑では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況や嗜好を考慮した食事を提供し、食事を楽しめるような時間設定及び場所の工夫を行なう。栄養管理については、（管理）栄養士が、入所者の栄養状態に応じて計画的に行なう。

〔朝食〕 7：30～9：30 〔昼食〕 11：30～13：30 〔夕食〕 17：30～19：30

② 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、必要な支援を行なう。また、おむつを使用せざるを得ない場合は、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

③ 入浴

利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭をもって入浴の機会の提供に代えることができる。(利用者の体調によっては、入浴を中止する場合もある。)

④ 健康管理 (口腔衛生)

利用者の健康の状態に注意・管理を行ない、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行なう。また、必要に応じて歯科医師又は歯科衛生士及び介護職員による口腔衛生管理を行うこととする。

⑤ 機能訓練

利用者の心身の状況に応じたりハビリを行ない、レクリエーション等を通じた日常生活動作の中で自立に繋げる援助を行なう。

⑥ その他、利用者の日常生活を向上するための必要な援助

利用者の身体・精神状況の把握に努め、利用者や家族の相談に応じると共に、必要な助言・援助を行なう。

第 16 条 (利用料等)

1. 福住光明苑において、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した場合は、利用者は、利用料の一部として、居宅サービス費用基準額から福住光明苑に支払われる居宅サービス費の額を引いた金額 (重要事項説明書参照、負担割合に応じた額) を支払うものとする。
2. 福住光明苑において、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護事業を提供した場合は、利用者から受ける利用料の額と居宅サービス費用基準額との間で不合理な差額が生じないようにするものにしなければならない。
3. 福住光明苑では、前項の支払いを受ける額他に、日常生活に係る料金を利用者から徴収できるものとする。

滞在費 1日あたり 2,150円

食費 1食あたり 朝食 355円 昼食 695円 夕食 630円

※但し、利用者負担段階の第1段階から第3段階の該当する者は次表の額を限度とする。

利用者負担額	滞在費	食費
第1段階	880円	300円

第2段階	880円	600円
第3段階①	1370円	1000円
第3段階②	1370円	1300円

4. その他の日常生活費用として、日常生活用品・行事参加費・嗜好品・衛生材料・理美容代・健康管理費・医療費・送迎に要する費用・その他、利用者の個別要望に沿ったサービス費（おむつ代を除く。）を徴収できるものとする。
5. 前項の額に係るサービス提供にあたっては、予め利用者やその家族に対して、当該サービス内容及び費用について説明を行ない、その同意を得るものとする。また、第3項の滞在費・食費について、見積時に想定していなかった事情に新たな費用が発生した時は、変更を行なう1ヶ月前までに、利用者やその家族に対し、変更後の滞在費・食費の額及びその根拠について説明を行ない、利用者の同意を得た上で短期入所生活介護サービスの利用を行なうこととする。
6. 上記の他に、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更する。

第17条（送迎実施地域と実施地域外の送迎）

送迎の実施地域は、天理市・奈良市・大和郡山市・宇陀市・桜井市・山添村とする。

上記に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう送迎に要する交通費は、その実費を徴収するものとする。ただし、当事業所の自動車を使用した場合の交通費は、下記に定めるとおりとする。

- | | | |
|--------------------------------|---------|--------|
| ①通常の送迎実施区域外への送迎 | 基本料金 | 1,840円 |
| ②通常の送迎実施区域外への片道 | 1 km 毎に | 10円を加算 |
| ③その他、有料道路・自動車専用設備等を利用する場合はその実費 | | |

第5章 運営に関する事項

第18条（入所手続の説明及び同意）

1. 短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、予め利用者とその家族に対して、運営規程の概要・職員の勤務体制、その他のサービス選択に必要な重要事項を記載した文章を配布して説明を行ない、その同意を得ることとする。
2. 短期入所生活介護サービスの提供にあたり、利用者やその家族に対して、援助する上で必要な事項について説明を行ない、同意を得ることとする。

第19条（サービス提供拒否）

短期入所生活介護サービスの利用を申込みれた場合は、正当な理由なく、短期入所生活介

護事業の提供を拒まないこととする。

第 20 条（サービス提供困難時の対応）

利用申込者に対し、福住光明苑において、通常事業の実施地域等を勘案した上で困難であろうと認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅支援事業者への連絡や他の短期入所生活支援介護事業者の紹介を行ない、その他の必要な措置を速やかに講じることとする。

第 21 条（受給資格等の確認）

短期入所生活介護サービスの利用申込者が、被保険者資格や要介護状態にある場合については、その有無及び要介護認定の有効期限を被保険者証等で確認を行なう。

また、被保険者証に認定調査会意見が記載されている場合は、その趣旨及び内容に沿って、短期入所生活介護サービスを提供するように努める。

第 22 条（要介護認定等の申請に係る援助）

短期入所生活介護サービスの利用開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認し、行なわれていない場合には当該利用申込者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるように必要な援助を行なうこととする。また、居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前に行なわれるように必要な支援に努める。

第 23 条（心身の状況の把握）

短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況や置かれている環境やその他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況の把握に努める。

第 24 条（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

福住光明苑は、利用者に対し、法定代理受領サービスを受けるための説明・情報提供を行ない、必要な援助を行なうものとする。

第 25 条（保険給付の償還請求のための証明書の交付）

法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスに係る料金の支払いを受けた場合には、提供した短期入所介護サービスの内容・費用額やその他必要認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に配布する。

第 26 条（重要事項の掲示）

福住光明苑は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要・職員等の勤務体制・協力病院・その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。また、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表する。

第 27 条（秘密保持）

1. 短期入所生活介護事業に従事する職員は、その業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 福住光明苑は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
3. 福住光明苑は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に対する情報を提供する際には、予め文書により同意を得るものとする。
4. 福住光明苑は、個人情報保護規程及び個人情報保護マニュアルを整備し、また導入しているコンピューターにおいてもコンピューター情報の運用管理に関する規程を定め遵守する。
5. 福住光明苑は、個人情報利用目的及び個人情報保護に関する方針を、利用者又はその家族へ分かりやすいよう説明・掲示する。

第 28 条（定員の遵守）

福住光明苑の短期入所生活介護事業所は、ユニットの入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、虐待等のケースについてはこの限りではない。

第 29 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

福住光明苑は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービス利用される事の代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行なわない。

第 30 条（苦情処理）

提供した短期入所生活介護サービスに係る利用者からの苦情に対し、苦情の内容に配慮しながら迅速かつ適切に対応する為に、相談窓口を設置し必要な措置を講じる。また、提供した短期入所生活介護サービスに対し、保険者又は国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行なう。

第 31 条（衛生管理）

1. 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行なうこととする。
2. 施設は、当該施設において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
3. 施設は、当該施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に 1 回程度、定期的を開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
4. 施設は、当該施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備するものとする。
5. 施設は、当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的を実施するものとする。
6. 施設は、上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行なうものとする。

第 32 条（会計区分）

短期入所生活介護サービスの根拠となる事業所毎に、経理を区分すると共に、短期入所生活介護事業の会計と他の事業所の会計を区分する。

第 33 条（記録の整理）

利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整理し、その完結の日から 5 年間保管を行ない、設備・備品・職員及び会計に関する記録を整理しておく。

第 6 章 緊急時等の対策

第 34 条（緊急時における対応方法）

短期入所生活介護事業の提供時に、利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は予め事業者が定めた協力医療機関等への連絡等の必要な措置を講じる。

第 35 条（事故発生時の対応）

1. 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、保険者・当該利用者とその家族や当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じる。
2. 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場

合は、損害賠償を速やかに行なうこととする。

第 36 条（非常災害時における対応）

非常災害（消防、風水害、地震等）に備えて避難・救出・夜間想定を含め、その他必要な訓練を年間 2 回以上実施する。（消防法に準拠して消防計画を別に定める）

第 37 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1. 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
 - 一、施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二、施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三、施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
 - 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2. 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第 38 条（法令との関係）

この規程に定めのない事項については、介護保険法及び関係法令に定めるところによる。

第 39 条（業務継続計画の策定等）

1. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 2 回実施するものとする。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 40 条（生産性の向上に関する事項）

1. 施設は、生産性の向上に向けて、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を推進するため、次の措置を講ずる。
 - 一、生産性の向上を図ることを目的に介護事故防止委員会に併設して「生産性向上委員会」

を設置する。生産性向上委員会の課題は具体的に下記のような内容について、1か月に1度開催し、協議する。

- ①職場環境の整備
- ②業務の明確化と役割分担
 - ・業務全体の流れを再構築
 - ・テクノロジーの活用
- ③手順書の作成
- ④記録・報告様式の工夫
- ⑤情報共有の工夫
- ⑥OJTの仕組みづくり
- ⑦理念・行動指針の徹底
- ⑧取り組みの評価と報告

第41条（その他）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日に一部改定し施行する。

この規定は、平成24年4月1日に一部改定し施行する。

この規定は、平成25年5月1日に一部改定し施行する。

この規定は、平成26年5月1日に一部改定し施行する。

この規定は、平成29年9月11日に一部改定し施行する。

この規定は、平成30年1月23日に一部改定し施行する。

この規定は、平成30年4月1日に一部改定し施行する。

この規定は、令和1年10月1日に一部改定し施行する。

この規定は、令和3年8月1日に一部改定し施行する。

この規定は、令和5年11月17日に一部改定し施行する。

この規定は、令和6年4月1日に一部改定し施行する。

この規定は、令和6年8月1日に一部改定し施行する。